北海道告示第10484号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年3月21日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その24)

補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘 要
1 北海道保育対策総合支援事業費補助金地域の実情に応じた多様な保育需要に対応したするため、保育の受け皿及び保育の担い手となるでは、子となるでは、子ととで、子ととができる環境を整備するため、予算の範囲内で交付する。				保福第1の16号様式 保福第1の18号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出期限 別に指示す		
(1) 保育体制強化事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)							

(2) 保育補助者雇上強化			8分の1以内		
事業業		るために必要な報酬、給料、職員手			
	除く。)	当等、賃金、共済費、需用費、役務	(寄附金その		
		費、委託料、使用料及び賃借料	他の収入金が		
			あるときは、		
			補助金等の額		
			の算定にあた		
			り、当該寄附		
			金その他の収		
			入金の控除等		
			を行う。)		
(3) 認可外保育施設の衛	市町村(札幌市、	認可外保育施設の衛生・安全対策	3分の2以内		
生・安全対策事業		事業を実施するために必要な賃金、			
	除く。)	報償費、旅費、需用費(消耗品費、	(寄附金その		
		印刷製本費)、役務費(通信運搬費、	他の収入金が		
		手数料)、委託料、使用料及び貸借	あるときは、		
		料、負担金、補助及び交付金	補助金等の額		
			の算定にあた		
			り、当該寄附		
			金その他の収		
			入金の控除等		
			を行う。)		
(4) 医療的ケア児保育支	市町村(札幌市、	医療的ケア児保育支援事業を実施	4分の3以内		
援事業	旭川市、函館市を	するために必要な報酬、給料、職員	6分の5以内		
	除く。)	手当等、賃金、共済費、報償費、旅			
		費、需用費(消耗品費、会議費、印	(寄附金その		
		刷製本費)、役務費(通信運搬費)、	他の収入金が		
		委託料、使用料及び賃借料、備品購	あるときは、		
		入費、補助金及び交付金、受講料	補助金等の額		
			の算定にあた		
			り、当該寄附		
			金その他の収		
			入金の控除等		
			を行う。)		
(5) 保育所等における要	市町村(札幌市、	保育所等における要支援児童等対応	4分の3以内		
支援児童等対策推進事	旭川市、函館市を	推進事業を実施するために必要な報			
業	除く。)	酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、	(寄附金その		

,		報償費、旅費、需用費、役務費、委託	他の収入金が		
'	1	料、使用料及び賃借料、備品購入費、	あるときは、		
'	1	補助金及び交付金	補助金等の額		
'	1	1	の算定にあた		
!	1	'	り、当該寄附		
!	1	'	金その他の収		
'	1	1	入金の控除等		
			を行う。)	 	
(6) 放課後居場所緊急対	市町村(札幌市、	放課後居場所緊急対策事業を実施	3分の1以内		
策事業	旭川市、函館市を	するために必要な報酬、給料、職員			
!	含む。)	手当等、共済費、報償費、旅費、需	(寄附金その		
!	1	用費(消耗品費、印刷製本費、光熱	他の収入金が		
!	1	水費)、役務費(通信運搬費)、委	あるときは、		
!	1	託料、使用料及び賃借料、工事請負	補助金等の額		
!	1	費、原材料費、備品購入費	の算定にあた		
!	1	'	り、当該寄附		
!	1	1	金その他の収		
!	1	1	入金の控除等		
<u> </u>			を行う。)		
(7) 認可化移行のための	市町村(札幌市、	認可化移行のための助言指導・移	4分の1以内		
助言指導・移転費等支	旭川市、函館市を	転費等支援事業を実施するために必			
援事業	含む。)	要な報酬、給料、職員手当等、報償	(寄附金その		
!	1	費、旅費、工事請負費、需用費(消	他の収入金が		
!	1	耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本	あるときは、		
!	1	費、光熱水費及び修繕料)、役務費	補助金等の額		
! !	1	(通信運搬費、手数料、広告料)、	の算定にあた		
	1	委託料、使用料及び賃貸料、備品購	り、当該寄附		
, ,	1	入費	金その他の収		
! !	1	'	入金の控除等		
			を行う。)		
(8) 保育環境改善等事業	市町村(札幌市、	保育環境改善等事業を実施するた	3分の2以内		
(安全対策事業、緊急	旭川市、函館市を	めに必要な工事請負費、原材料費、			
一時預かり推進事業、	除く。)	需用費(燃料費、印刷製本費、光熱	(寄附金その		
放課後児童クラブ閉所	1	水費及び修繕料)、役務費(通信運	他の収入金が		
時間帯における乳幼児	1	搬費、手数料)、委託料、使用料及	あるときは、		
受入れ支援事業、新型	1	び賃貸料(敷金を除く。)、備品購	補助金等の額		
コロナウイルス感染症	1	入費、負担金、補助及び交付金	の算定にあた		

_